



(5)歴史・文化・なりわいを生かしたまちづくりの方針



1)基本的な考え方

① 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進

小田原のシンボルである小田原城や別邸建築をはじめとする歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを目指します。歴史的建造物については地域の文化資源として着実に保全するとともに、回遊性を高める観光拠点としての活用を図ります。

求められるまちの姿

歴史的・文化的資源の保全・活用が求められています。

② 歴史的風致の維持向上

歴史的風致を形成する「歴史上価値の高い建造物」、「その周辺の市街地」、「地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動」を守り育て次世代に継承することにより、その維持・向上を目指します。



なりわいや地域の特徴ある一次産業を生かしたまちが求められています。

③ 持続可能な農林水産業等のなりわい環境の整備

本市の特色でもある農林水産業などのなりわいについては、持続可能な環境の維持・向上を目指します。また、農林水産業から得られた食材、小田原蒲鉾や小田原ひものなどの特産品や食文化など豊かな地域資源を最大限活用し、「美食のまち小田原」のイメージの定着を目指します。



本市の名産品

2) 整備・誘導の方針

① 歴史・文化資源の保全・活用

小田原城本丸・二の丸や小田原城総構等からなる史跡小田原城跡については、御用米曲輪等の史跡整備を進めるとともに、天守閣や大手門などの在り方に関して検討します。

また、別邸建築をはじめとした数々の歴史的・文化的資源については、地域の個性を表す貴重な財産であり、広域的な観光や交流の促進にも寄与するものであることから、「小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づいた整備を進めるなど、良好な状態で将来の世代に継承されるよう、その維持・保全を図ります。

② 歴史的風致の維持向上

歴史的風致維持向上計画を踏まえ、歴史的建造物の整備や地区単位での修景整備を進めるなど、歴史的風致の維持・向上を図ります。

③ 農林業の生産環境の整備

農業については、農道や用排水路などの基盤整備を進め、生産環境の向上を図ることにより、農業経営の安定と優良農地の保全に努めます。また、都市住民とのふれあいやレクリエーションの場づくりにより、地域の特性を生かした農業の多面的な活用を図るなど、農地の有効利用を進めます。

更に、農地等は小田原の原風景として、水源涵養・生態系保全・国土保全等いわゆる多面的な機能を有しており、農地等のさまざまな効用を市民に周知する必要があります。

林業については、計画的な造林・育成を行い、水源涵養機能等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できるよう適切な整備を進め、総合的な森林資源の管理と林業の振興に努めます。

また、いこいの森などの森林レクリエーションの場の整備充実を図ります。



小田原で栽培されているみかん

④ 水産業の生産基盤の整備

小田原漁港海岸の環境の保全を図り、周辺と調和した市民が親しめる海辺空間の確保等、多面的な活用を図るとともに、水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、本市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図ります。

また、水産業については漁港環境の整備と合わせて、近年、気候変動等の様々な要因により発生している「磯焼け」への対策として、藻場の保全・再生などの漁場整備に取り組むことで漁獲物の資源管理に努め、安定供給に繋がります。



コラム⑨：地域の基幹産業と観光との融合

小田原漁港は、平成14(2002)年度に神奈川県が策定した「小田原地区特定漁港漁場整備事業計画」に基づき、県西地域の水産物の生産流通拠点としての発展を目指し、小田原市漁業協同組合が、漁獲物の高付加価値化に向け蓄養水面、漁獲物荷さばき施設、水産物加工処理施設の整備を行い、本市では、都市住民との交流促進を目的に、令和元(2019)年11月に「漁港の駅 TOTOCO 小田原」(以下「TOTOCO」という。)を開業しました。

TOTOCOには、日々、新鮮な海産物を求め、多くの市民や観光客が訪れ、小田原漁港周辺の新たなスポットとして、本市水産業の振興や早川エリアの活性化に寄与しています。

取組事例

● 漁港の駅 TOTOCO 小田原の整備

小田原漁港は、昭和25(1950)年度から漁港整備が行われ、昭和43(1968)年1月に本港、昭和56(1981)年4月に新港がそれぞれ完成し、県西地域の漁業拠点として、また、地域内3市9町を圏域とする水産物の流通拠点の役割を果たしてきました。平成の時代に入り、漁業拠点、流通拠点としての役割に加え、「水産業の振興を核とした良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」を目指し、手狭になった小田原漁港に新たな土地を創出するため、公有水面埋立を行い、平成26(2014)年度に小田原漁港西側エリアが誕生しました。

この西側エリアで都市住民との交流を促進するため、市街化区域編入等、都市計画上の整理を行い、「水産業の振興を核とした良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興」を目指し、本市が事業主体となり小田原漁港交流促進施設「漁港の駅 TOTOCO 小田原」を整備しました。

TOTOCO は水産業の振興と地域活性化を図ることを目的とした施設で、鮮魚、活魚及び水産加工品などの地場の水産物の販売や飲食を核として、地場産の農産物、土産物等の提供を行い、さらに、小田原の観光や地場産品のPRなど情報発信機能を備えています。

● 水産業の振興や地域の活性化

年間50万人の来訪を目標に計画された TOTOCO ですが、令和3(2021)年の年間入込客数(レジ通過者数カウント)は48.5万人(神奈川県入込観光客調査報告書(神奈川県観光振興対策協議会))で、今後、ますます小田原の魚のブランドイメージを全国に発信する拠点としての役割が期待されます。



漁港の駅 TOTOCO 小田原

神奈川県入込観光客調査報告書(令和3(2021)年)
主要観光地点・主要観光施設・主要観光行事別観光客数
(本市内で観光客数が多い順に5位まで)

小田原城址公園	1,616 千人
漁港の駅 TOTOCO 小田原	485 千人
わんぱくらんど	307 千人
小田原城天守閣	294 千人
HaRuNe 小田原	232 千人



(6) 景観形成の方針

1) 基本的な考え方

① 豊かな自然環境と調和した景観形成

本市では自然の豊かさが感じられる海岸線、四季を演出する曾我丘陵などの緑、富士山や箱根外輪山、丹沢山地といった山なみの眺望など良好な景観を有しており、こうした自然環境と調和したうおいと安らぎが感じられる景観の形成を図ります。

求められるまちの姿

自然の景観を守ることが求められています。



② 歴史・文化資源と都市的景観が調和した落ち着いた・風格・魅力ある景観形成

小田原のシンボルである小田原城本丸・二の丸や小田原城総構をはじめ、旧東海道沿線などには多くの歴史的・文化的資源が残されています。こうした地域資源を生かして、小田原らしい落ち着いた風格があり、魅力的な景観の形成を図ります。

歴史的な建造物や街並みを生かした景観づくりが求められています。

小田原らしい地域の特徴に応じた落ち着いた風格がある景観のまちが求められています。





2)整備・誘導の方針

① 景観計画重点区域の景観形成

小田原の有する特色が象徴的に現れる地域については、景観計画重点区域として位置付け、当該地区の特性に基づく景観形成の目標・方針のもと、良好な景観の形成に努めます。

小田原駅周辺の景観計画重点区域は、拠点型重点区域として、中心市街地の特性を生かし、活力や魅力といった街の第一印象を形づくる区域を形成するとともに、小田原城跡や旧東海道を中心とする城下町・宿場町の歴史やなりわいを感じることができる景観形成を目指します。

② 市域全域における景観形成

「小田原市景観計画」、「小田原市景観条例」に基づき、商業・業務地、住宅地、工業地など地区特性に合った魅力ある都市空間の創出に努めます。

都市の骨格を成す主要な街路を都市の景観軸として、広域にわたる東海道や酒匂川の沿線の特性に配慮しながら無電柱化や緑化、公共サインなど沿道の景観形成について、誘導効果の高い整備を進めます。

また、公共建物なども良好な景観の形成に十分配慮した整備を進めます。

●商業・業務地

都市基盤整備や市街地再開発、景観法に基づく届出などを活用し、地区の特性に合った魅力ある都市空間の創出や歩いて楽しい街並み景観の形成に努めます。

駅周辺は、緑豊かな街路歩道空間やにぎわいとくつろぎを生み出すオープンスペースを整備することで、地区の魅力化を図ります。

また、無電柱化などの事業にあわせて、地域の商店街などの方々と協働して魅力ある景観形成を図ります。

●住宅地

既存市街地にある住宅地については、地区にふさわしい快適で美しくうおいのある住宅環境の確保に努めます。

新たに開発される住宅地については、地区計画や建築協定などの制度により、緑化を推進するなど、地区の特性に応じた景観形成に努めます。

●工業地

敷地内や接道部における緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観を形成します。また、隣接する住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観を誘導します。

●田園

農地や水路などの適切な維持により、ゆとりとうおいが感じられる田園環境を保全します。また、後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な景観を保全します。

●丘陵地

まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となった緑豊かな丘陵地景観を保全します。

●山・山並み

豊かな自然景観として保全します。

●海辺・海岸及びその周辺

松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持するとともに、松林や松並木を適切に保全し、落ち着きがある海浜景観を形成します。

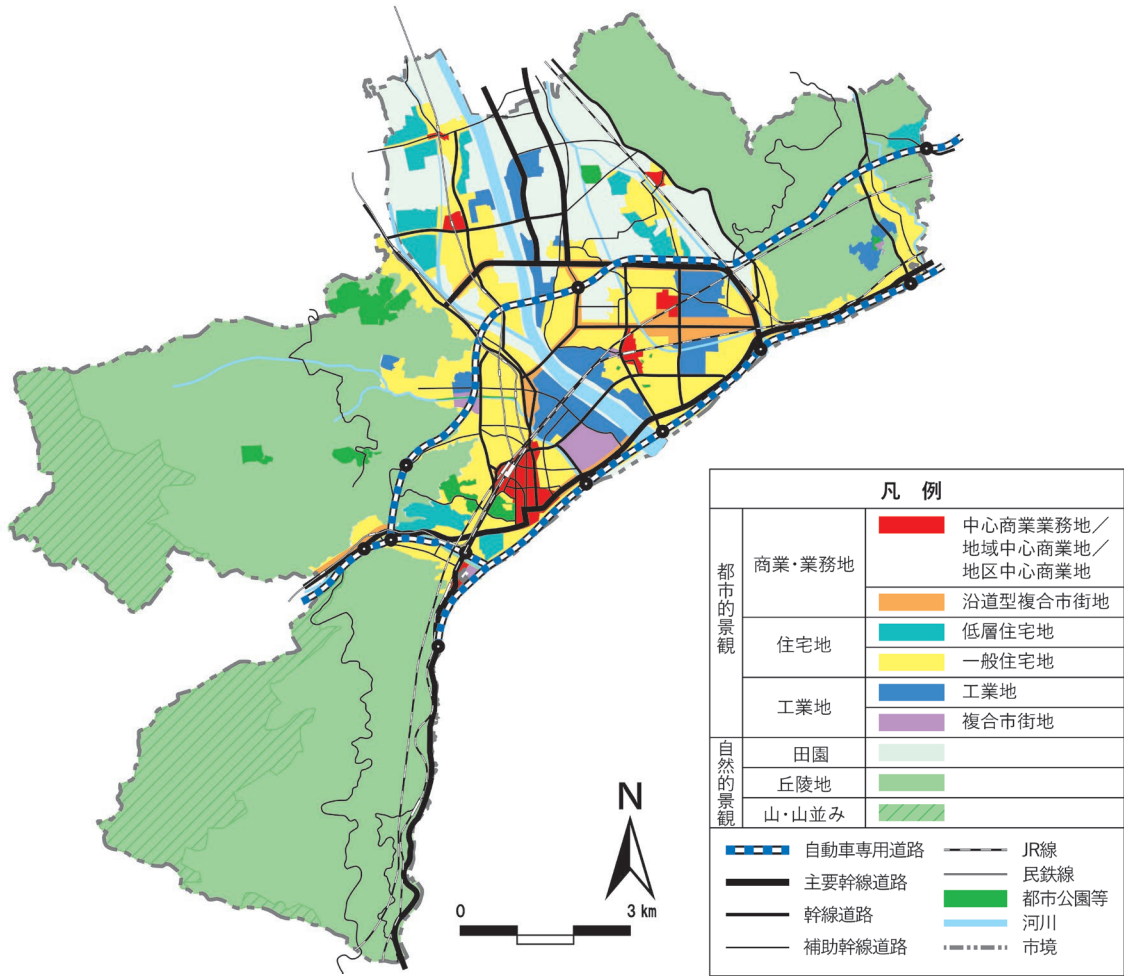
③ 魅力的な景観形成を誘導する方針

統一した景観形成の規制誘導を図るべき地区については、色彩だけでなく自然素材など、より統一感のある景観形成となるよう支援を進めます。

新たな景観計画重点区域の指定や景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定についても検討します。

屋外広告物条例に基づき、本市の地域特性に応じた規制・誘導を図り、街並み景観に配慮した取組を進めます。

景観形成方針図



類型別景観	都市計画マスタープランの土地利用区分等	
都制的景観	商業・業務地	中心商業業務地、地域中心商業地、地区中心商業地、沿道型複合市街地
	住宅地	低層住宅地、一般住宅地
	工業地	工業地、複合市街地
自然的景観	田園	市街化調整区域のうち酒匂川沿いに広がる平地部
	丘陵地	市街化調整区域のうち市街地の東西に連なる丘陵地
	山・山並み	自然公園、自然環境保全地域、市街化調整区域のうち農業振興地域以外の地域

構造別景観	都市計画マスタープランの土地利用区分等	
拠点景観	駅周辺	中心商業業務地、地域中心商業地、地区中心商業地
	大規模な緑地・史跡 その他文化財	都市公園、曾我梅林等
軸的景観	幹線道路・鉄道	主要幹線道路、幹線道路、主要な鉄道
	河川	酒匂川、早川、狩川
	海辺・海岸	相模湾

※構造別景観の方針は、その場所に応じ、類型別景観の方針と併せて活用するものとします。



コラム⑩：かまぼこ通り周辺地区の小田原市景観計画重点区域への指定

本市では、景観計画区域のうち良好な景観の形成が特に必要とされる区域を、景観計画重点区域として指定しています。この景観計画重点区域に「かまぼこ通り周辺地区」が指定されました。

これにより、かまぼこ通りの街並み景観の形成が促進され、本市の景観が向上することが期待されます。

取組事例

● 景観計画、景観計画重点区域とは

本市では、市全域を景観計画区域として景観形成の方針や基準を定め、建築物や工作物等のデザインや色彩などの景観に関する規制により、街並みの保全と良好な景観への誘導を行っています。また、景観計画区域のうち、貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域を景観計画重点区域に指定し、それぞれの地域特性に応じた景観形成基準を定めることで、その特性を生かした景観形成に取り組んでいます。

かまぼこ通り周辺地区は、出桁造の重厚な外観の歴史的建造物において水産加工業などの伝統的な地場産業が営まれている上、景観に配慮した道路整備、建築物の外観修景、沿道緑化など、公民連携による景観修景が進められており、街並みが変わりつつあります。

これらの取組による効果をより一層発現させ、良好な景観形成を促進することを目的に、「かまぼこ通り周辺地区」を景観計画重点区域に指定することとしました。

● 景観計画重点区域「かまぼこ通り周辺地区」の内容

景観形成の目標	小田原宿やなりわい文化の風情を現代に受け継ぎながら、人々の活気あふれる景観形成を図る。
景観形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 出桁造をはじめとした歴史的建造物を生かした街並みを形成する。 ● 商業施設や業務施設が集積するエリアは、低層部ににぎわいが感じられる演出を施しつつ、住民や来訪者の交流が育まれるような店先の空間を演出する。 ● 住宅が集積するエリアは、落ち着きを感じさせ、住む人々による交流を促すような庭先の空間を演出する。 ● まちなかに緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、うるおいある空間を創出する。



「かまぼこ通り周辺地区」の位置図



景観形成の目標イメージ



(7)都市防災の方針



1)基本的な考え方

① 災害時の被害を最小限に抑えるための対策

豪雨災害など激甚化・頻発化する自然災害への備えを推進し、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちの形成を目指します。

また、災害リスクの回避・低減の両面から都市構造の考え方を見直されたことを受け、災害リスクの低い区域へと居住を緩やかに誘導します。

求められるまちの姿

自然災害や火災などに対して防災・減災対策が充実した安全・安心なまちが求められています。

防災拠点や避難場所の整備、公園の防災機能の強化が求められています。



② 災害後の早期復旧・復興に向けた取組

地震や豪雨により被災を受けた地区の迅速な復旧・復興を行うためには、災害が発生する前の段階から事前に準備を進めておくことが重要です。そこで、被災後の復興まちづくりに備える「復興事前準備」の取組を進めます。

被災後の早期復旧・復興が求められています。

浸水被害の軽減や洪水発生の防止対策など、水害対策への対応が求められています。





2)整備・誘導の方針

① 地震災害に対する方針

将来、大きな被害が予想される大規模地震として、大正型関東地震や神奈川県西部地震等が想定され、地震の発生に対しての対応が求められています。

大規模な地震から、市民の生命・財産を守るため、建築物の耐震化を促進します。

密集市街地など災害の危険性の高い地区については、その危険性を減少させるため、避難地・避難路を計画的、段階的に整備するとともに、建築物の共同化による耐震化を促進します。また、建築物の倒壊に起因した延焼を抑制するため、防火・準防火地域の指定と併せて、建築物の不燃化・難燃化を図ります。

住宅地については、避難路を確保するため、狭い道路の改善などに努め、良好な都市基盤施設を備えた市街地環境の形成を図ります。

② 火災時に対する方針

公園、緑地、道路等の延焼防止機能を持つ空間の確保、木造密集市街地の整備改善、建築物の不燃化等により、延焼防止対策を進めます。

③ 津波災害に対する方針

津波対策については、高潮や高波に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、海岸保全施設の整備を促進します。

併せて、公共施設や民間施設等を緊急的な避難場所として利用する津波避難施設の指定などソフト対策に取り組みます。



道路や緑地の延焼防止機能を持つ空間の確保による延焼防止対策(イメージ)

④ 水災害に対する方針

●高潮・高波対策

高潮・高波対策については、国府津地区、前川地区などにおいて、護岸の嵩上げや養浜などを促進します。

海岸侵食を抑制し、砂浜の回復を図る「西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業」を促進します。

小田原漁港については、高潮・高波などの自然災害からのリスクを軽減するための対策として、防波堤や護岸の嵩上げなどを検討します。また、江之浦漁港については、防波堤や護岸の嵩上げなどの整備に努めます。

●洪水・浸水対策

河川整備と下水道(雨水渠)整備の連携にあわせ、雨水流出量を抑制するため、流域対策として、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸貯留・浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設設置を推進し、総合的な浸水被害対策を図ります。

水災害に対応する流域治水プロジェクト

酒匂川、山王川、早川、森戸川水系については、気候変動による水災害に備えるため、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水プロジェクト」において、河川施設の整備や水源涵養機能を有する森林整備、貯留・浸透機能を有する農地の保全等に努め、総合的な治水対策に取組みます。

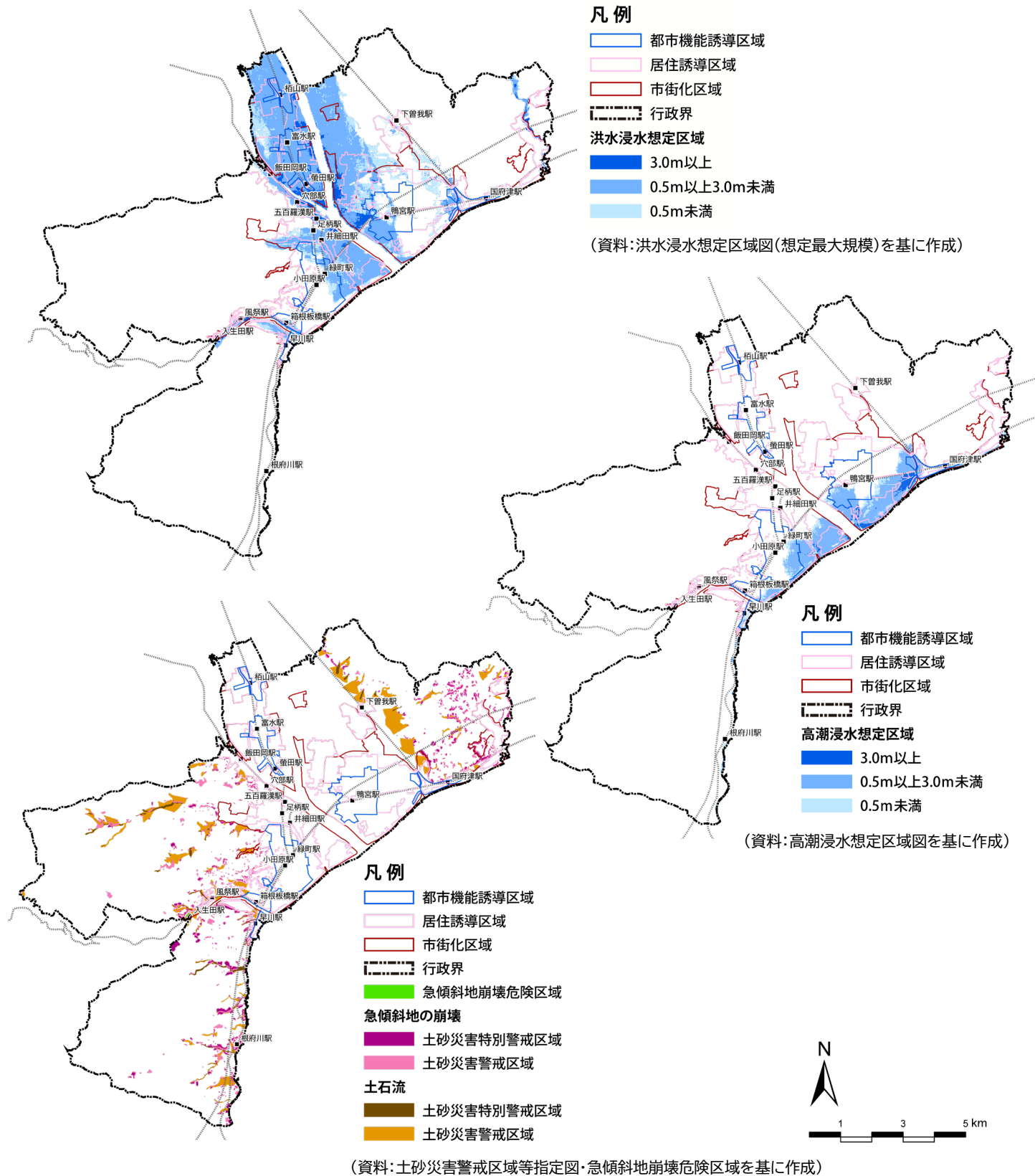
水系	実施主体	対策内容	備考
酒匂川	県	河道掘削	酒匂川・狩川
		上流域の森林整備等	森林整備及び治山対策
		ソフト対策のための整備	水位計・監視カメラ等の観測機器の設置拡大
	市	護岸整備	下菊川
		雨水排水施設の整備	寺下第一雨水幹線等
		リスクが高い区域における立地抑制 避難体制等の強化	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進 大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施
山王川	県	護岸整備、河道掘削	山王川
		上流域の森林整備等	森林整備及び治山対策
		ソフト対策のための整備	水位計・監視カメラ等の観測機器の設置拡大
	市	水災害リスク情報の充実	ハザードマップへの反映、周知
		リスクが高い区域における立地抑制	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進
		避難体制等の強化	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施
早川	県	河道掘削	早川
		上流域の森林整備等	森林整備及び治山対策
		ソフト対策のための整備	水位計・監視カメラ等の観測機器の設置拡大
	市	水災害リスク情報の充実	ハザードマップへの反映、周知
		リスクが高い区域における立地抑制	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進
		避難体制等の強化	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施
森戸川	県	護岸整備、河道掘削	森戸川
		水田の貯留機能の向上	県営ほ場整備事業（千代地区）
		上流域の森林整備等	森林整備及び治山対策
	市	ソフト対策のための整備	水位計・監視カメラ等の観測機器の設置拡大
		護岸整備、河道掘削	関口川、小八幡川
		雨水排水施設の整備	国府津第三雨水幹線整備
		水災害リスク情報の充実	ハザードマップへの反映、周知
		リスクが高い区域における立地抑制	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進
		避難体制等の強化	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施

※【二級河川】 酒匂川・狩川・山王川・早川・森戸川など・・・県が管理する河川で、市内の8河川が指定されています

※【準用河川】 下菊川・関口川・小八幡川など・・・市が管理する河川で、市内の25河川が指定されています

⑤ 土砂災害に対する方針

土石流やがけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、土砂災害の発生が懸念される区域では、土砂災害対策施設の整備を促進します。



⑥ 防災機能の向上(強化)の方針

●緊急輸送道路の機能確保

緊急輸送道路に指定されている国道1号や国道255号などの路線については、沿道建築物の不燃化・耐震化の促進や無電柱化など、緊急時における機能を確保できるような対策に取り組みます。

●ライフライン施設等の安全対策

ライフラインである上下水道施設等については、施設の耐震化はもとより、関係機関と連携を強化し、応急復旧体制の整備等を促進します。

●農地の活用

農地については、避難場所や復旧用資材置場等、多様な役割を果たすことから、農地を保全するとともに、災害時の活用を促進します。

⑦ 防災意識啓発の取組の方針

ハザードマップなどを活用し、災害時の危険性が高い地域や、災害時における避難方法などに関する情報を住民等に対して周知するとともに、公民連携による防災・減災対策を推進します。

⑧ 復旧・復興に関わる事前準備

防災・減災対策と並行して、被災を想定した復興まちづくりの課題の共有、復興に係る体制・手順の検討、復興に係る計画の策定など「復興事前準備」※の取組を進めます。

※復興事前準備とは

被災後は早期の復興まちづくりが求められますが、東日本大震災等これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた事例があります。

そこで、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備する「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要です。



防災訓練の様子



コラム⑪：激甚化・頻発化する自然災害への対応

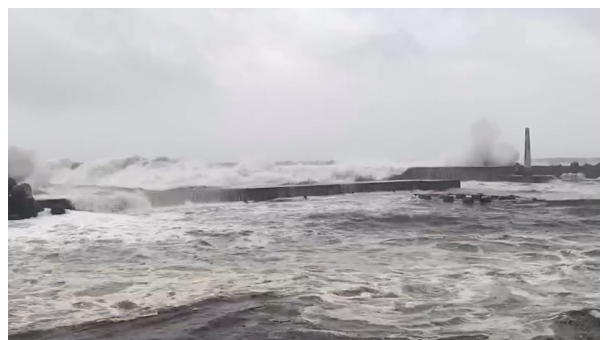
近年、令和元（2019）年度に発生した台風第15号（房総半島台風）、台風第19号（東日本台風）、令和2（2020）年7月豪雨（熊本豪雨）など、全国的に大規模な災害が発生しています。小田原市においても東日本台風が上陸した際には、建物の一部破損や床上浸水などの被害がありました。

こうした激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、我が国の水災害対策は、河川区域や氾濫域を対象に役割分担を明確にした対策を行ってきた従来の治水から、国・都道府県・市町村、企業・住民などあらゆる関係者が協働して、流域全体で治水対策を行う「流域治水」へと転換しています。

令和元年度台風第19号の影響による被害状況



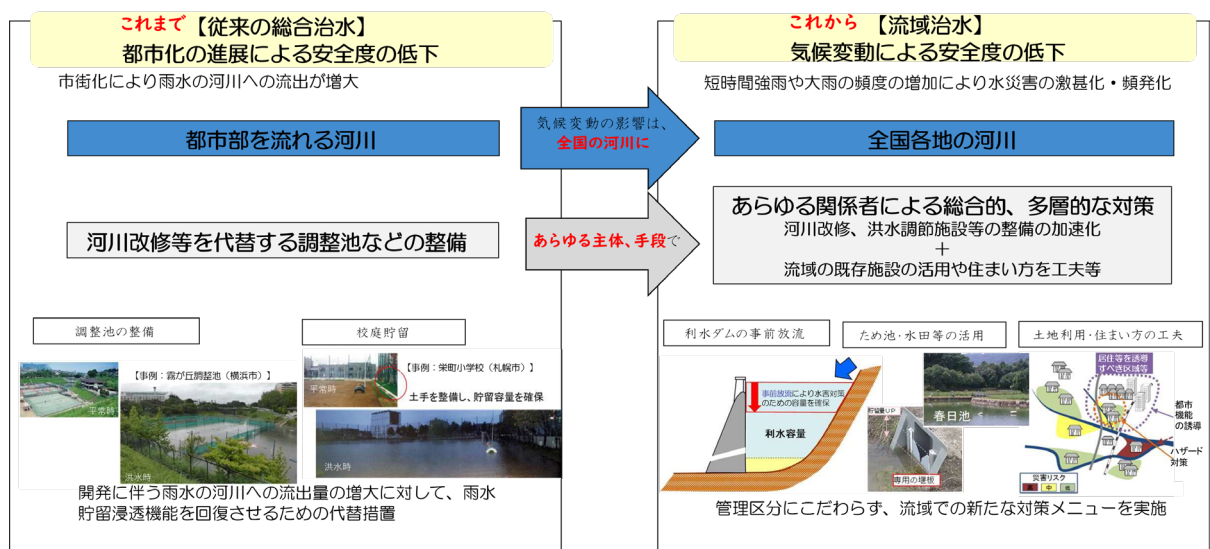
山王川の護岸の崩落



江之浦漁港に打ち寄せる高波

● 流域治水とは

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。



（資料：国土交通省「流域治水」の基本的な考え方）